

住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるように

# 狭山市新老人保健福祉計画・介護保険事業計画を策定

市では、介護が必要なかたの支援や介護予防の充実、また、健康維持やその意欲と能力に心じた社会参加、いきがいを持ち続けていくための各施策についての総合的な計画『狭山市新老人保健福祉計画・介護保険事業計画』を策定しました。

今回は、4月から開始される介護保険の今後の計画目標となる『狭山市介護保険事業計画』の概要をお知らせします。



## ●老人保健福祉計画を見直し

わが国は世界にも例をみないスピードで高齢化が進み、平成22年(2010年)には65歳以上の高齢者が全人口の22%を占めると予測されています。こうしたなかで高齢者一人一人がいきがいを持って、いきいきと暮らすことができるような社会づくりが求められることから、市では、平成6年に狭山市老人保健福祉計画(平成6年度～11年度)を定め、各種保健予防事業をはじめ、高齢者の活動の場づくり、ホームヘルパーの派遣事業などの在宅サービスと特別養護老人ホームなどの施設サービスの両面から充実を図ってきました。

しかし、介護保険制度が導入されることにより、「地域でどのように連携し、高齢者の自立を支えていくべきか」といった保健、医療、福祉の専門分野から地域でのさまざまな活動にいたるまでの新たな仕組みづくりが求められ、計画の見直しを図りました。この新老人保健福祉計画は、介護保険事業計画を取り込む

だ老人保健福祉の総合的な計画として位置づけ、平成12年度から16年度の5か年計画とし、平成14年度に見直しを行います。

## ●狭山市新老人保健福祉計画・介護保険事業計画の計画目標と基本的方向

- 計画目標**
- 1 健康でいきいきした生活を送れること
  - 2 できるだけ自立した生活を送れること
  - 3 介護が必要になったとき、いつでも安心して必要なサービスを利用できること
  - 4 地域全体で高齢者を支えていくこと

### 活動の推進

高齢者の活動基盤の整備

- ② 健康づくりと保健予防の充実  
健康づくりの推進  
保健予防事業の充実

健康づくりと保健予防事業の基盤整備

できるだけ自立した生活を送れること

- ① 自立支援と介護予防の充実  
自立支援の推進  
介護予防の積極的な推進  
家族介護者への支援

介護が必要になったとき、いつでも安心して必要なサービスを利用できること

- ① 介護保険サービスの充実  
サービス基盤の整備  
サービスの質の向上

地域全体で高齢者を支えていくこと

- ① 地域ケア体制の構築  
地域ケアネットワークの形成  
地域住民の自主的な活動への支援  
地域で住み続けることへの支援  
権利擁護体制の整備

### 計画目標の基本的方向

健康でいきいきした生活を送れること

- ① いきがいづくりの推進

高齢者の経験と知識を活かせる社会づくり

生涯学習活動、自主的なグループ

## 4月から介護保険制度が開始！

### 介護認定の準備を進めています

昨年10月から介護保険サービスを利用するための介護認定申請の受け付けと介護認定作業が始まっています。該当するかたは、申請などの手続きをしてください。

### 介護認定はお済みですか？

介護保険でサービスを受けるためには介護認定が必要です。現在、ホームヘルパーの派遣やその他のサービスを受けているかた、または今後サービスを希望するかたは早めに申請してください。申請は、家族のほか居宅介護支援事業者が代行することができますのでご相談ください。

### 介護認定が決定したかたへ 居宅介護支援事業者は決まりましたか？

4月から介護保険のサービスを受けるためには訪問介護や施設サービスなど、どのようなサービスをどれだけ受けけるかを計画（ケアプラン）し、届け出なければなりません。この計画について皆さんの希望を伺い、作成するのが介護支援専門員です。認定結果通知に同封しました居宅介護支援事業者名簿を参考ににご相談ください。

### 申請、認定の状況（2月10日現在）

申請件数	1,495件
認定件数	1,079件

### 判定結果

自立	33件
要支援	114件
要介護1	295件
要介護2	209件
要介護3	165件
要介護4	150件
要介護5	113件



問い合わせ介護保険課へ内  
線 1 5 5 1 ~ 1 5 5 4

今回お知らせした内容は新老人保健福祉計画と介護保険事業計画で進める基本的な事項を示したものです。今後、具体的な事業などについてもお知らせします。

- ④ 低所得者への対応  
高額介護サービス費の支給および貸し付け
- 介護サービスの利用者負担の助成  
高齢者・障害者訪問介護利用料の助成
- ③ 良質なサービスの確保
- ② 公正な介護サービス計画の作成

### ● 介護保険事業計画の概要

① 個人の尊厳  
要介護者等の人権が尊重され、その人らしい生活を送れること

② 高齢者等の自立支援  
要介護等の状態になっても、できる限り自分の持ちつる力で自立した生活ができるよう支援すること

③ 総合的なサービスの提供  
さまざまなサービス提供主体から多様な介護サービスが総合的に提供されること

④ 利用者の権利保障  
サービスの提供が利用者の視点や意志に基づき、公平に提供され、またプライバシーが守られること

① 介護サービスの基本理念  
要介護者等の生活の質の向上を図っていきます。

- ① 個人の尊厳  
要介護者等の人権が尊重され、その人らしい生活を送れること
- ② 高齢者等の自立支援  
要介護等の状態になっても、できる限り自分の持ちつる力で自立した生活ができるよう支援すること
- ③ 総合的なサービスの提供  
さまざまなサービス提供主体から多様な介護サービスが総合的に提供されること
- ④ 利用者の権利保障  
サービスの提供が利用者の視点や意志に基づき、公平に提供され、またプライバシーが守られること

- ① 介護サービスの基本理念  
要介護者等の生活の質の向上を図っていきます。
- ② 高齢者等の自立支援  
要介護等の状態になっても、できる限り自分の持ちつる力で自立した生活ができるよう支援すること
- ③ 総合的なサービスの提供  
さまざまなサービス提供主体から多様な介護サービスが総合的に提供されること
- ④ 利用者の権利保障  
サービスの提供が利用者の視点や意志に基づき、公平に提供され、またプライバシーが守られること

- ① 公正な要介護認定の実施  
申請手続きの支援  
公平で客観的な介護認定調査  
主治医の普及  
公正な介護認定審査会
- ② 公正な介護サービス計画の作成
- ③ 良質なサービスの確保
- ④ 低所得者への対応  
高額介護サービス費の支給および貸し付け